

平成31年宇治田原町総務建設常任委員会

平成31年3月12日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
議案第14号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第2 各課所管事項報告
○企画財政課所管
・宇治田原町「うじたわらいく」お試し住宅について
・移住定住ポータルサイトの開設について
- 日程第3 付託議案審査
議案第12号 宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
議案第13号 指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）
- 日程第4 第4四半期の事業執行状況（変更）について
○建設環境課所管
○プロジェクト推進課所管
○産業観光課所管
○上下水道課所管
- 日程第5 各課所管事項報告
○建設環境課所管
・公共交通利用促進について
・「土採取事業の規制に関する条例」及び「土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」の罰則規定の改正について
・第2期宇治田原町環境保全計画の一部見直しについて
- 日程第6 その他

1. 出席委員

委員長 9番 谷口重和 委員
副委員長 11番 藤本英樹 委員

3番	今西久美子	委員
5番	田中修	委員
7番	馬場哉	委員
12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課 地域振興担当課長	富田幸彦君
上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され付託されました3議案及び第4四半期の事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、3月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

谷口委員長また藤本副委員長のもと、各委員には大変お世話になりますけれども、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

もう3月も中ごろに入ったわけでございますけれども、朝、外でうぐいすが鳴いているような季節ですね。何かまだ練習中のように聞こえましたけれども、大変時期的に申し上げますと、昼間暖かく、夜になると、また朝になると冷えるこんなような時期でございますので、委員各位にはお体には十分ご自愛いただきまして、ますますご活躍をいただきたいとこのようにも思っております。

そういった中で、今日の委員会については、ただいま委員長さんのほうからございましたように、付託議案の審査3件をお世話になりたい。また、各課のほうから所管事項のご報告とそれとあわせましてもう平成30年度もあとわずかとなってまいりましたけれども、第4四半期分の事業執行についてご審査いただくというようになっております。

そういった中で、いろいろとご審査を賜る中で、ご可決いただけますようによろしく

お願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第14号、和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 皆さん、改めましておはようございます。

私のほうから議案第14号、和解及び損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、町職員が運転をいたします公用車の事故に関するものでございまして、損害賠償額が100万円を超えることとなりましたので、議会の議決をお願いをするものでございます。

平成30年の8月23日午前11時30分ごろ、町職員の運転する塵芥収集車が城南衛生管理組合クリーン21長谷山の取り付け道路から町道2の2号線に右折で進入した際、右方面から直進して来た車両と衝突し、相手方を負傷させるとともに、車両の正面部分に損害を与えたものでございます。相手方の負傷といたしましては、右手首及び右肘のしびれ及び痛み等でございます。

相手方氏名の上段の方が車両の所有者、下段の方が運転者ということで、連名と議案書のほうはさせていただいております。

当事故に関しましては、職員が運転注意を怠ったことが主な原因であることから、相手方と協議をいたしました結果、当方90%、相手方10%の過失割合とし、相手方の治療費等及び車両の修繕費用といたしまして、合計損害賠償額122万1,796円で和解をするものでございます。

この内訳といたしまして、物損事故分といたしまして、相手方車両の修繕費用の90%といたしまして75万3,854円、人身事故分といたしまして治療費や慰謝料等で46万7,942円となっており、治療のほうは現在終了をしております。

なお、当方の塵芥収集車の修繕費用のうち相手方の過失割合を除いた28万3,698円につきましては、町が加入をしております車両保険のほうから支払いのほ

うをさせていただくことになります。

今後とも、職員に対する安全運転についてさらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 1点だけ確認しますけれども、今、課長のほうから、今後も安全運転の確認というふうにおっしゃいましたけれども、年に1、2件あるんですかね。こういう事故をされた職員さんに対して、雇用主としてどういう指導をされているかだけの確認を少しさせていただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいま馬場委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃったように、日ごろから交通安全には周知徹底せいということで、常に町長を先頭に本町の部長会あるいはまた管理職会議等々においても、また町長の年末年始の訓示においても職員に周知をしているところでございまして、そういった場合においては、個々にそういったいろいろな状況を踏まえた中で、本人のほうからどういった内容でどうなったかと、今後どうしていったらいいかと、そういったことも徹底しながら提出をいただく中で、今後こういうことのないようにということで厳しく注意をしているところでございます。

以上でございます。

それとあわせて、我々はやはりある意味では住民のみなさんの見本にもならなければならないとこういうようにも認識しておりますので、今後とも周知徹底して交通安全には努めていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 私も馬場委員と同じようなことをお伺いしようかと思ったんですけれども、いつもこういう事故が起こるたびに町は安全にさらに徹底を図るというふうにおっしゃるんですけども、まあまたぞろ起こってしまうと。今回は特に、相手の方にけがをさせてしまったというような重大な事故だったと思いますが、確かに塵芥収集車は特にずっと走ってはりますので、ある面大変やとは思いますが、今回のちょっと事情をお聞きしましたら、車が死角に入っていて見えなかったというような事情もあって、

まあわからなくはないんですけども、やはりそれでもこうやって事故がたびたび起こるといのは、私は本当に遺憾だし、どんなに安全を徹底しますと言ってもまた再発してしまうと。そこはどのように考えておられるのか。

ふだん公用車を皆さん運転されていますけれども、たまに運転がね、宇治田原町と書いてあるじゃないですか。その車が走っているときにちょっと気になるところもあるんです。そういう意味でも、やはりふだんから公用車、もちろん自家用車もそうですけれども、運転する際に、本当に安全に気をつけるということは、徹底すると言うてはるけどやはり徹底できてないちゃうかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西委員さんのご質問に私のほうからお答えしたいと思います。

おっしゃるように毎日毎日、より交通安全については促している中、特に今もおっしゃっていただきましたそういう毎日車で動いているそういった業務等々異なる部分があるんですけども、それぞれの課で、朝、朝礼を各課全てさせておりますので、その中でも安全運転を周知をしているのが現状でございます。毎日毎日の交通安全に対する周知徹底、これをやはり積み重ねていくことが交通安全につながるのかなというようにも思っておりますので、引き続いてしっかりと気を許すことなく交通安全に努めるように、引き続いて指示をしていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 例えば、塵芥収集車は、複数で乗っておられますよね。3人体制ですか。公用車も1人の場合もあるかもしれませんが、複数で乗っておられることもあるかと思うので、その助手席なり同乗している方も一緒に安全確認をするというような指導も徹底していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、塵芥収集車には3名の職員を乗せているとこう言った中で、常に止まってバックしたり、あるいはまた移動する場合については、後へ降りて必ず誘導すること、このように周知をしているわけでございます。特に右折、左折についても、助手席に乗っている職員がいま一度確認をしていくということも大事でございますので、これも日頃からはそれぞれそういった交通安全について促しはしているんですけども、今回の場合は、ちょっと追い越し車線と

登坂車線の部分でございましたので、右側の部分が非常に見にくかったということもあったようでございますけれども、そういった場合にも、運転手、もちろん助手席、これもお互いに左右の確認をしていくとこれが非常に大事なかなと思っておりますので、引き続き交通安全に努めていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） はい、最後、田中委員。

○委員（田中 修） いろいろお話聞かせてもらって、確かに交通安全については住民の模範となってやらなければならないという使命があるわけやけどね、これの一番根本の原因は、やはり自分の車じゃないというそういう意識がどこかにあると思うんです。ずっと町の公用車をいろいろ見ていますと、傷のついた車とかへこんだ車とかたまに見ますよ。それで、一番気になっていたんは、公用車の上に物を置いて引きずったんかね、議長車のあの車でもえらい前に傷ついてますわね、ああいうようなことが起こるといことと自体がやはり自分の車やったらああいうことをしないと思います。

だから、自分の車と同じように町の車をもっともっと大事にして乗ってもらおうというそういうような指導もしていったらいいんじゃないかなと、僕そう思うねんけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの田中委員さんのご質問でございますけれども、まさに今おっしゃったとおりでございますまして、自分の車あるいは公用車、いずれにいたしましても私もいつも日頃から申し上げているのは、町の公の公用車にしる建物にしる、全てこれは住民の皆さんの財産だと。そういう気持ちの中で自分の物以上に大事にしてもらわなということ、もう常日頃申し上げている。そういった中で、車も汚れたりする場合もあるんで、そういう場合についてもきれいにするようにということも申し上げてきているのがこれはもう事実でございます。

もちろん、今おっしゃったように、そういった観点から、十分にそういう公用車、もちろんそういった財産も全てでございますけれども、そういった点を認識する中できちんとそれぞれ公用車の管理者も指定しておりますので、周知をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 田中委員。

○委員（田中 修） 今、副町長おっしゃったとおり、そのように指導していただ

きたいと思います。そして、公用車は本当に大事に使うということを職員一同がみんなが思っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、私のほうからも再度交通事故には徹底指導していただくようお願いをしておきます。

それでは、これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第14号、和解及び損害賠償の額の決定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、企画財政課所管の宇治田原町「うじたわらいく」お試し住宅について説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、私のほうから、宇治田原町「うじたわらいく」お試し住宅についてご説明のほうをさせていただきます。

資料につきましては、A4で2枚ものの資料を用意をさせていただいております。

これまで地域住民のご協力をいただきながら、南区内の空き家を活用し整備を進めてきましたお試し住宅につきましては、2月15日に当委員会のほうで現地のほうを視察をいただきまして、今現在、2月末で一定の工事のほうを終えまして、現在、家電等の備品購入等の整備を行っているところでございます。

このたび、移住希望者向けのお試し住宅につきまして、宇治田原町「うじたわらいく」お試し住宅事業実施要綱といたしまして、利用者のルール等を定めまして、ご報告

をさせていただきます。

今後、利用者マニュアル等作成いたしまして、入居者募集パブリシティまた今年度中にお試し住宅の整備を完了いたしまして、遅くとも新年度早々には利用者の募集を開始をする予定としております。

なお、要綱の名称の中に本町のシティプロモーションのキャッチコピーであります「うじたわらいく」を入れて広くわかりやすいものとしております。

2番目につきましてですけれども、「うじたわらいく」お試し住宅の事業実施要綱の抜粋でございます。こちらにつきましては、利用資格のほうを載せさせていただいております。

利用資格といたしまして、まず1点目ですが、まず本町に住民登録がない移住希望者であること。次に、宇治田原町の空き家バンクの利用登録者であること、またお試し住宅が移住のための体験施設であるという目的を理解をされているということ。また、4番目といたしましては、地域の区自治会等が主催する活動、行事等に参加・交流する意思をお持ちの方。また、町の広報事業等に協力をいただける方。また、移住希望者を代表する方が成年であること。また、地方税を滞納していないこと。暴力団員ではないこと。また、最後に、過去にこの要綱に基づく体験居住を利用していないことということで利用資格のほうを定めさせていただいております。

貸付期間につきましては、1カ月から3カ月ということで、月単位で貸し付けのほうをさせていただきます、1回に限り審査により再契約が可能ということで、最長6カ月ということで予定をしておるところでございます。

貸付料といたしましては、月額3万円を予定しております。

その他といたしまして、3月3日に京都府主催の田舎暮らし相談会のほうがございました。そちらのほうに本町のほうも参加をしておりまして、来場者約60名に対しましてお試し住宅の開設予定を周知をしておるところでございます。

また、今後も京都府主催のセミナーのほか空き家バンクの登録の勧奨とあわせまして、移住希望者への周知を進める予定でございます。

2枚目ですが、こちらにつきましては、お試し住宅の未定稿ではありますが、チラシということで作成途中のものでございます。このチラシの裏側をめぐっていただきますと、利用案内ということでお試し住宅の概要ですとか設備、貸付期間、貸付料、また利用までの流れということでフロー図でわかりやすく説明のほうをさせていただいております。

お試し住宅につきましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 何点かお聞きしますけれども、今、お試し住宅、初年度に関しては、650万ですかね、地方創生の交付金で。これは手当100%で扱われるかと思うんですけども、2年目以降の維持管理費なんかは大体年間幾らぐらいかかるんですか。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 2年目以降になりますけれども、所有者様からの賃借料のほうは約15万ほどで、その他備品、消耗品等につきまして、今後の予算審議の中でお諮りするんですけども、20万程度を予定しております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ということは、貸付料の3万円というのは、大体、年間20万円ぐらい経費がかかるので、3万円ということ、それを目安にという理解でいいんですかね。

（「別に20万かかるんちゃう」と呼ぶ者あり）

○委員（馬場 哉） 別に20万かかるんですか。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡崎補佐、今の馬場委員の質問に対して、家賃と今の20万の年修繕費ですか。その関係はあるかないか。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 移住希望者様からの賃借料の3万円というのは、近隣市町なりのお試し住宅の状況をもとに設定させてもらったものでありまして、今後の維持管理料と関連して設定したものではございません。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） あとお試し住宅に参加される方がこの利用資格の中に地区内の自治会等の活動に参加することというふうに記載されている中で、今度あるところは南だと思うんだけど、南の近隣の自治会さんとか構成する自治会の班である方に、どのような説明をされたいきさつがあるのかを少しお願いしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） まず、このお試し住宅を整備するに当たって、当然、地域

のご協力というのが必要になりますので、整備を実施させていただく際には、区長さんを初め自治会長さん、またその地域の班ですね、の方に説明会をさせていただきまして、この趣旨のほうを御説明させていただいて、御理解をいただいているところでございます。

また、今後、利用資格をこちらにも書かせていただいておりますが、当然、利用していく上に当たっても、区自治会等の協力が必要になりますので、その利用申し込みがあった時点で、区長さんなり自治会長さんなりが何らかの形でかかわれるような形でちょっと整備のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 移住していただくのは大変ありがたいことで、今後、地元の方の理解も大変重要になるし、受け入れの態勢を進めていかなあかんと思うので、そこら辺は特に委員長さんもういはりますけれども、地区の方々にはお世話にならなあかんと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。行政もサポートしていただけたらありがたいと思ひます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませぬか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先般、現地を見させていただいたんですけれども、まずこれ、お試し住宅というのは、その住宅に入らせていただいて、そんで宇治田原の良さなりいろいろなものを感じていただいて、それが宇治田原への移住・定住につながるという趣旨で設置されたものですね。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今、おっしゃっていただきましたとおり、まずお試し住宅につきましても、物件を整備するのは町でございますが、まずその地域、宇治田原という地域を感じてもらおうということで整備をさせていただくものでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先般、見に行ったときに、非常に場所的に近くに買い物ができるお店があり、また学校にも近い、建物も非常に新しい、ものすごい条件がいい状態での場所で今回整備をされて、その入られる方が、その宇治田原という地域に来たいという思いもさることながら、この場所、ここならいいという思いで来られるケースもあると思うんですけれども、そことの関係はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 特に、今回南地域で開設をさせていただきましたことから、当然、その後、南地域がいいということであれば、当然、南地域にある空き家バンク等の物件があっせんできればいいんですが、今のところちょっとまだ空き家バンクの登録件数自体がちょっと少ない状況でございますので、今現在は、まずこのお試し住宅の運営を今後はしていかなあかんとお考えなすけれども、その空き家バンクの掘り起こしについても、南地域でも当然ですが、町全域で空き家バンクの登録物件を増やしていこうということをお考えしているところおす。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに非常にその空きがあるとかないとかいろいろな課題はあると思うんですけども、ちょっと私が言いたかったんは、あの南のお試し住宅に入られた方が、例えば奥山田に空き家があるからどうおすかという状況が出たときに、そしたらすんなりと奥山田に移住されるかという、ちょっとそのあたりは非常に疑問があると思うんですよ。

だから、その辺で1つ私これ提案したいんですけども、今回、650万かけて1軒整備されて、お試し住宅で整備をされたんですけども、例えば各地域にある空き家を1軒ずつピックアップして、町のほうで、例えば宇治田原で10カ所こういうお試し住宅的なものをつくる。場合によっては、それを町の公営住宅ということに位置づけて、仮に1戸当たり650万の整備費でいくなれば、6,500万あれば10戸の公営住宅ができるわけおすね。これ新たに公営住宅を新設するとなれば、億単位で経費が掛かるんですけども、そういうような形で空き家を町が借り上げ、それを町が整備をし、町が貸し付けるという形にすれば、その地域で気に入ったところに入られた方がそのまま住むということも可能やと思うんですよ。

ただ、今回のこのやり方でいくと、先ほど言うたようないろいろな懸念される事項があるんでね、うまくすんなりとその方が宇治田原を気に入ってどこでもいい、どこか空いたところを世話してくださいとなるかもしれませんがけれども、本当にやはり人に来てもらおうとするならば、そのような形でもっとたくさん空き家を町が活用して、それでこういうふうなお試し住宅的なものをつくって、気に入れば住んでもらうというようにことが考えられると思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ご提案をいただきました各地域に1カ所ずつということは、その地域それぞれを知ってもらおうということでは非常に重要なことというふうにお考え

いるところでございます。

しかしながら、この今回のお試し住宅を当たるに当たっても、なかなか空き家の所有者の調査の中から空き家を貸してもいいという方がおられる中で、なかなかこの物件自体も難しい部分もありました。また、物件自体がかなり古いものですと、町としても耐震をどうするのかという部分のものもあります。また、物件自体を整備をすると、あとは当然管理費用というのも出てきますので、そのあたりは検討課題かなというふうに考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、空き家の登録がないようなことを言われたんですけども、今、空き家の登録は何軒あるんですか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今現在、空き家バンクにつきましては4軒登録がございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、町のほうがあっせんできるのは4軒しかないということですね。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） はい、そのとおりでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、確かに空き家はたくさんあるけれども、その所有者の思いで貸す貸さないもあって、すんなりと登録には至らんかもしれんけれどもね、これお試し住宅つくって人来てください言いながら、登録されている物件は4軒しかない。ちょっとそのあたりは、もっともっと力を入れて登録もしてもらわないかんし、まだ来てもらうためにしようとするならば、やはりそちらのほうも増やしていく努力もせないかんのと違うかな。そのあたりはどうですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいま谷口委員おっしゃった内容、私もごもっともだというふうに思っております。

ただ、空き家が今バンクとして4軒しかと。今もおっしゃっていただいたように、各それぞれの御事情があって、まだ家の中に先祖様をまつてんねんと。そんな課題とかいろいろございますけれども、やはり今おっしゃったように、そういったところ十分に

把握する中で、また協力していただける家を増やしていく中で、空き家、今回のお試し住宅が生きてきよるようにはやはりやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、もっと地域の中でしっかりと把握していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後もそういった点について力をしっかり入れて取り組んでいきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 繰り返しになりますけれども、私は、提案をしたいのは、10軒と言いましたけれども、今4軒しか登録がないんやったらね、せめてその登録されている物件を町のほうが改修をして、それで使っていただくと。

耐震云々と言われたけれども、さっき。耐震で強度のないような分は、これは登録されていても貸すわけにはいきませんよね。だから、恐らくきちっとされているという4軒、登録条件に合っている4軒については、やはり650万仮にかけて4軒したって3,000万あれば改修できるわけですよ。そしたら、町が独自に積んでる移住の分の180万ですか、それは要らんことになるんで、まずそれなことで公営住宅的に発想を変えてやるというのを今後検討していただきたいということだけお願いをしておきますわ。でないと、なかなか理想的なこういうお試し住宅をつくって来てください言うたって、登録は4軒しかない、それを自分で整備しなさい、また条件もいろいろ違う、なかなか来はるということにはなりにくいんかなと思うんで、そのあたりは今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） さっき馬場委員おっしゃった家賃と維持管理の話なんですけれども、家賃というのは、このお試し住宅の持ち主に町が年間お支払いする家賃のことですかね。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 先ほど私が家賃と申し上げたのは、町が所有者の方にお支払する家賃のことです。いわゆる維持管理経費に入る部分でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） ということは、所有者に15万お支払いをして、維持管理に20万ぐらいかかりますよと、合計35万と。もし、年間通じてどなたかお試し住宅に

入られて3万円入って来れば、まあまあ維持管理費はとんとんというそういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 差し引きで考えるとそういう形にはなるかと思いません。

あと、申しわけございません。先ほどの35万という数字なんですけれども、当初予算案として提案させていただいておりますのは、ちょっとその他の経費もございまして、46万相当という形で提案させていただいております。訂正させていただきます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） はい、わかりました。

それと、その他のところに3月3日に相談会があって、約60名に対して周知をしたということですが、その辺の反応等何かありましたでしょうか。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 私のほう、昨年に引き続きまして参加させていただきましたけれども、こういったお試し住宅のほう、ぜひ開設の折にはご案内をいただきたいというようなお声は複数の方からいただいております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） そしたら、お試し住宅が開設した折には、希望もあるだろうという期待は持てるわけですね。

先ほどから皆さんおっしゃっていますけれども、委員長も一般質問でおっしゃっていましたが、やはりこれきれい過ぎるといふか、良過ぎるといふか、次の段階に行くときに非常に条件的には厳しいんじゃないかなと逆に思ってしまうんです。利用資格として、2番目に空き家バンクの利用登録者であることとありますが、これお試し住宅を利用したからといって、もし気に入らへんかったらね、もうやめますでもいいやろうし、宇治田原、気に入ったけれども、ほかの空き家はちょっと気に入らるので、ちょっととりあえず賃貸住宅に入りますわでもOKなんですよね。そこは別に何もありませんよ、規制は。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 規制はございません。宇治田原町の地域を知っていただいて、その後、移住・定住していただくというためのものですので、必ず空き家バンクに入ってくださいという意味合いではございません。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） そういう方向で宇治田原を知ってもらうというのが大前提やということなので、十分活用していただけるようお願いをしておきたいと思います。

それと、谷口整委員がおっしゃってた、私も町が空き家を借り上げて、修繕をして、町営住宅として貸し出すというのは、非常にいい方法やと思うんです。この間、私は、ずっと町営住宅を増設してほしいということも申し上げてきましたけれども、なかなか天皇等の規模を建てるとなると、本当に莫大な金額が要るわけで、そこはなかなか厳しいというのもわかるので、今おっしゃった提案、私もそのとおりやと思います。ぜひとも今後の課題として検討もしていただきたいなど、これ要望で終わります。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。副委員長。

○委員（藤本英樹） すみません、ちょっとさっきの谷口委員の話に関連してなんですけれども、耐震基準を満たしてなければ貸し出しはできないんですか。ほかのお試し住宅は。お試し住宅でなく、ほかの空き家物件は。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 現状の空き家バンクの条件のほうには、耐震基準のほうは定めておりません。というのは、空き家バンクは、個人間の取り引きを町が間に入って促すという仕組みですので、所有者さんと賃借あるいは買われる方の間の契約の中でそのあたりは整理していただくという形にしております。

○委員長（谷口重和） 副委員長。

○委員（藤本英樹） そしたら、もし町の物件にするということになったら、その空き家バンクに登録しているところも耐震補強もしなあかんということで、そしたらかなりまた予算的に高くつくんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えで間違いはないんですかね。

○委員長（谷口重和） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 現状挙がっています4軒の中には、ものによってはそういうものもございますし、それこそ昭和60年代に建てられたものもございますので、ケース・バイ・ケースですけれども、必要になる場合は、当然そういった金額はかかってまいると思います。

○委員（藤本英樹） わかりました。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、移住定住ポータルサイトの開設についての説明を求めます。

矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、続きまして、移住定住ポータルサイトの開設についてということでご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、ポータルサイトの開設についてと書いたもので、A4の2枚ものを用意をさせていただいております。

移住定住プロモーション事業につきまして、「うじたわらいく」をキャッチコピーといたしまして、オリジナルポスターの作成ですとか、それを活用した駅貼り広報等のプロモーションを進めてきておりますが、このたび、ポータルサイトのほうをオープンいたしましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

構成の概要といたしましては、8つの構成になっております。

まず、1点目には、「どんなところ？」ということで、町の概要ですとかアクセスなどを掲載をさせていただいております。

2番目には、「あなたは何茶タイプ？」ということで、煎茶、かぶせ茶、抹茶のタイプの診断をして、その後、3のインタビュー記事へリンクをする形になっております。

3番目には、「うじたわらLIKE」な人々ということで、6組の移住者等へのインタビューのほうに掲載をさせていただいております。

4番目には、「ひととき」ということで、観光スポット、景色等5カ所のスポットをVRの画像を使って紹介をさせていただいております。

5番目には、「暮らす・働く」ということで、移住や空家に関する制度、働き方などを紹介をさせていただいております。

6番目には、子育て支援内容の紹介などをさせていただいております。

7番目には、「小さな幸せマップ」ということで、投稿された人それぞれの小さな幸せスポットをハートマップにして表示をするものでございます。

8番目といたしましては、「#うじたわらいく」ということで、インスタグラムで投稿された写真等を表示するものになっております。

URL等につきましては、ここに記載をさせていただいております。

公開日につきましては、3月1日に公開を実施をさせていただいております、町の広報紙等にも掲載をさせていただいております。

4番目といたしまして、タブレット対応ということで、サイトにはパソコン版とタブレット版ということでご用意をさせていただいております、特に若い方が見られるスマートフォンで見られる場合につきましては、タブレット対応のページが表示をされる形になっております。

1枚めくっていただきまして、公開のキャンペーンということで、このサイトのアプローチを増加をさせるために、インスタグラムを活用した投稿キャンペーンというのを実施をしております。

なお、キャンペーンにより投稿された画像につきましては、サイト内でも活用を予定をしております。概要といたしましては、「#うじたわらいく」をつけて、町内の画像、動画等を投稿してもらいます。その投稿されたものの中から抽選でプレゼントを贈呈するというものでございます。

キャンペーンのPR方法といたしましては、インスタグラム内での広告ですとかPR用のコースターのほうを作成いたしましたので、そちらを飲食店等で配布をさせていただくというふうに考えております。

その下にありますのは、キャンペーンの広告ということで、こちらのほうに縮小版を掲載をさせていただいております。

移住定住ポータルサイトの開設につきましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） このポータルサイト、すごいよできて感心しました。ポータルサイトの中にですね、お問い合わせフォームが入っているんですけども、興味を持たれた方からお問い合わせがあつて、そのサイトの中にも移住された方、2家族の方が紹介されていますけれども、実際、宇治田原に住まはった方のご意見を直接聞きたいというお問い合わせもあると思うので、そこら辺は交流できるようにぜひ上手につないでいただきたいのと、できたら、移住者の方々と交流会みたいなものを少し、いわゆるあつせんとか、行政のほうから立ち上げてみませんかというような働きかけを移住された方を含めて今後考えていったらどうかなというふうに思います。答弁は結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。今西委員。

○委員（今西久美子） このポータルサイトですけども、町のホームページから入れるんですかね。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

- 企画財政課長（矢野里志） 町のホームページから今入れる形になっております。
- 委員長（谷口重和） 今西委員。
- 委員（今西久美子） ちょっと私わからなかったんです。左側のバーに移住定住のための支援というバーがありますね。それとは別なんですか。
- 委員長（谷口重和） 矢野課長。
- 企画財政課長（矢野里志） 左側のバナーとは別で、今、新着情報のところに「うじたわらいく」ポータルサイトを開設しましたということで書かせていただいております。
- 委員長（谷口重和） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 新着、確かに新着情報のところにはあったんですけども、その新着情報というのは、時間が立てばだんだん消えていきますよね、順番に。そこは1つバナーが私はあったらどうなのかなと思うんですが。
- 委員長（谷口重和） 矢野課長。
- 企画財政課長（矢野里志） すみません。町のホームページのトップ画面のほうで写真が何枚か出てくると思います。そちらのほうでクリックしていただきますと、この「うじたわらいく」に飛ぶという設定にもなっております。
- 委員長（谷口重和） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 何がわかりやすいのか、ちょっとようわからないですけども、私はそのバナーを1つつくるのが移住定住のための支援と並列であったほうがちょっとわかりやすい。写真から入れるというのはわからなかったの。若い方には別に何でもなしなことなのかもしれませんが。ぜひとも、もうちょっとわかりやすいバナーをつくってほしいなど。
- 委員長（谷口重和） 岡崎補佐。
- 企画財政課課長補佐（岡崎一男） 少しわかりにくいというご指摘はおっしゃるとおりかと思ひまして、バナーはもともとありましたのは、旧の町のホームページの中で移住の専門のページを設けておったところのバナーを設けておりまして、トップページのほうからもそこに飛ぶようにしていたんですけども、トップページのスライドの写真のほうは全てポータルサイトに行くような形で今回修正させてもらったんですが、ちょっとそのあたりはまた検討したいと思います。

以上です。

- 委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

これにて、企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何かございませんか。

既にご存じいただいていると思いますが、去る2月11日に開催いたしました住民と議会の懇談会におきまして、参加者によりいただいた意見、要望をまとめ、3月5日に議長並びに議会運営委員会委員長より町長あてに提出をいたしました。この件につきまして、議運副委員長の今西委員から報告を受けたいと思います。今西委員。

○委員（今西久美子） お時間を取っていただきましてありがとうございます。

今、委員長がおっしゃった内容につきまして、私のほうから報告をさせていただきます。

本町議会では、議会基本条例に基づきまして、各種の議会改革に取り組んでまいりましたけれども、その一環といたしまして、昨年からは住民と議会の懇談会というのを開催をいたしまして、住民の皆さんと議会の距離感を縮める取り組みを行っております。

つきましては、今年度につきましては、先月2月11日に第2回目の懇談会を開催したところでございます。今年度につきましては、本町の町政の重要なテーマであります「子育てにやさしいまちづくり」と題しまして、子育て世代の皆様にお集まりをいただき、ワークショップ、ワールドカフェ方式で懇談会を開催いたしました。

皆様のご意見を議会運営委員会や議員協議会におきまして取りまとめ、皆さん既にご承知かと思いますが、別紙のように当該部局別に整理をいたしたところでございます。そして、住民と議会の懇談会での住民の皆様のご意見を議会として、議会全体として町政に反映をするために、先般、3月5日、委員長からもございました西谷町長に対しまして、谷口整議長よりこれが住民から出された意見ですよということで、書面にて御説明をし、報告をさせていただいたところでございます。

今後の取り扱いにつきましては、総務建設常任委員会また文教厚生常任委員会において、それぞれ当該部局に対してもご説明をさせていただきます。常任委員会の場で対

応策等について協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

おおよそ6月定例会、本年の6月定例会を目処にそれぞれ意見について方向性を導き出し、住民の皆さん、特に参加者の皆さんに報告ができるように進めていきたいというふうに思っております、また議会だよりにも掲載を予定いたしております。

なお、その方向性につきましては、短期、中長期、実現不可能などの実施に向けての区分を明確にしていきたいというふうに思っております。

今後も毎年テーマや対象参加者等を検討しながら、より充実した取り組みとなるように図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 住民の方からいただいた意見等につきましては、今後、委員会においても取り上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時52分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について、議案第12号、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例ということで、議案第12号の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、趣旨でございますけれども、これまでから申しておりますとおり、事業着手から20年以上が経過し、全国的に人口の減少等が想定されるというようなところで、本町としても同様の状況となってくるというようなことが予想されております。

このため、下水道使用料の大幅な増収等は見られないというようなことで、施設の老朽化による維持管理や更新経費等の財源を確保していかなければならないというようなところから、今後は経営成績とか経営状態などの自らの経営状況を的確に把握して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むというようなことで、持続可能な事業運営を目指していきたいということで、地方公営企業法を適用し、公営企業会計の

導入をしたいということでございます。

2番目に、改正内容につきましては、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定によりまして、下水道事業に法の規定を適用するというところで、当該条例において下水道事業を追加するとともに、附則において17本の関係条例を改正し、1本の関係条例を廃止したいということで条例を制定させていただきたく上程させていただきました。

施行日につきましては、31年4月1日を予定しております。

続きまして、条例の改正の概要ということで4番目ですけれども、下水道事業の公営企業化に伴って上下水道関係の19本の条例、次のページ表1でございますけれども、そのとおり整備を行いたいと考えております。

下水道事業の形態としては公営企業となりますけれども、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくということで、条例の内容を大きく改正するものではないということでございます。

次のページで一応表1なんですけれども、主な改正概要を記載しておりますので、少し説明させていただきます。

まず、1番目ですけれども、①でございます。公共下水道の特別会計の条例の廃止ということで、新たに企業会計を導入するというところで廃止をする予定でございます。

続きまして、2番目と6番目、9番目、あと10、11、12、13につきましては、主な改正点としましては、町長を管理者に変更するといった内容になっているところがございます。

それと、あと3番目、4番目、5番目それから7番目と8番目につきましては、下水道事業を追加するといった改正の内容になっております。

あと、14番から16番、14、15、16につきましては、町長部局、一般部局に係るもので、下水道事業の管理者の権限を行う町長を追加するというところでございます。

それと、あと17は、職員定数を定めておりまして、企業会計になる分を増やすということで、現在、企業会計7人のところ12人。5人下水道関連の今職員として5人ありますので、それをプラス追加するというところでございます。

それと、あと18番目につきましては、公営企業に係る契約を管理者の権限を行う町長にするということで、改正内容を予定しておるところでございます。

以上のようなことから、水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、地方公営企業法の適用を受けるべく所要の改正を願いたく議会の議決をお願い

いしているものでございます。

あと、5番目なんですけれども、その他として参考なんですけれども、企業会計を導入、適用するに伴って、条例の改正とともにあわせて規則、規程、要綱を新規制定、改正、廃止等について整備を行っていきたいと思っておるところでございます。

ア、イ、ウ、エ、オとあるんですけれども、アからいきますと、水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則ということで、町長部局の快適安全な環境づくり条例の施行規則を改正したいと思っております。それと、廃止9本ということで、企業会計においては、地方公営企業法第10条では、規程で定めるということになっておりますので、規則を廃止して規程につくり改めるということで考えております。

それと、イの水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う水道事業関係規程の整備に関する規程ということで、6本の水道事業関係の規程の改正を予定しております。

それと、続きましてウの公共下水道普及促進奨励金交付要綱等を廃止する要綱ということで、この中で要綱の廃止を5本、これと規定で定めるべく廃止するというところでございます。

それと、エの新規制定の規程ということで、アの規則及びウの要綱を廃止するので、先ほど言いました公営企業の管理規定にのっとった新たに規程を制定していきたいと考えておるところでございます。

それと、最後のオになりますけれども、文書取り扱い規程ということで、水道事業に加えて下水道事業を追加するというようなことで予定をしているところでございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） そもそもなんですけれども、下水道会計を公営企業会計にしなあかんということに今なっているんですかね。国とかのほうで。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 国のほうから、総務省のほうなんですけれども、地方公共団体に対して地方公営企業法の適用を行う旨の通達が出ておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 通達ということですが、必ずしも絶対そうせなあかんということ

ではないんじゃないかなと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 今のところ、総務省のほうから通達だけなんですけれども、一応、平成35年度までに地方公営企業会計を適用しなさいというか、してくださいというようなことで、あと下水道のほうの補助金、交付金の関係でペナルティ等を考えておられるところなんで、いずれにしても35年度までには適用ということになるかと思えます。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 補足の説明でございますけれども、人口が3万人以上の都市については義務化とされております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 3万人以上は義務化と。宇治田原町は義務化ではないと、今現時点ではね、そういうことですね。

私は、そもそも本当に宇治田原で下水道会計を公営企業会計にしなアカンのかというのがそもそもあるんです、根本的に。経営状況が把握できるとか、持続可能な事業運営と言うてはるけど、それ公営企業にしないとできないものなんですか。今、現状ではできないという判断ですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 現状におきましては、一般会計と同じく今会計処理をしております、公営企業を導入することによりまして、やはりいろいろな資産、例えば減価償却であるとかということにつきましても、今はこれだけ物があるということがわかっておるんですけども、それが例えば経営減価償却とか導入されるに当たりましては、金額ベースでの資産の内容とかが把握できてくるんで、今後、もっとよりさらに適正にいろんなことがわかってきて、今後の下水道の事業の運営に寄与していけるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私は現状でも把握しようと思えばできると思うんですね。ただ、例えば、一般会計から今結構大きな金額を下水道会計に繰り入れていますよね。それが公営企業会計になると、基本独立採算となりますよね。以前にも言いましたけれども、やはり今まで繰り入れられてきたものが繰り入れられなくなると制限かかるというよう

な心配がございます。そういう意味では、経営、財政状態をよくする、経営状況を把握をして経営基盤の強化と言うてはりますけど、それは本当に強化ということにつながるのかどうかは非常に疑問ですが、その点はいかがですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 経営状況等のやはり繰入金につきましては、今、当初公共下水道というのを発足をした時点におきましても、そのときになかなかやはり単独で企業としてはやっていけないという側面がございます。それと、本町につきましても、処理場等ございますので、なかなか今の例えば使用料だけで賄っていくというようなこともやりにくいところが状況でございます。

しかしながら、繰入金等につきましては、今後もいろいろな努力をしていって、減らしていくというような方向性ではやはり今まで以上にはちょっと考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 減らしていく努力というのは、別に公営企業会計にしなくてもしていかなあかんことやと思います。

それと、さっき通達の中で、平成35年でもうありませんけれども、その交付金、ペナルティってね、ちょっとこれあまりにも国のやり方がひどいというふうに、それはここに言うてもしょうがないですけれども、指摘をしておきたいと思いますし、また公営企業会計にすることで、今後、公益化やとか民営化やとか、そういう方向に私は道を開くものやというふうに思っておりますので、本議案には反対をいたします。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 議案第12号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第12号、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）を議題といたします。

当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、議案第13号の指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）についてご説明をさせていただきます。

次のページの資料で説明をさせていただきたいと思います。

まず、施設の概要といたしましては、名称、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設、「宗円交遊庵やんたん」。所在地は宇治田原町湯屋谷尾華21番地。施設の用途といたしましては、観光交流拠点施設でございます。

次に、指定管理者の選定ということで、指定期間といたしましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで。選定の方法といたしましては、非公募としたいと思っております。選定の理由といたしましては、この施設は、お茶の京都の構想の重点的交流拠点である湯屋谷地域のにぎわいの創出と地域活性化を目標として設置したものであり、やんたん未来プランの策定から施設の運営管理方法に至るまで地域住民の手でつくり上げてきたことから、指定期間の更新後も引き続き同団体が管理運営を担うことにより、円滑、効果的な施設活用が期待できることと思っております。

次に、指定管理者の候補といたしましては、名称、1738やんたん里づくり会、代表、谷村稔氏。住所は、宇治田原町湯屋谷尾華22番地。

概要といたしましては、やんたん未来プランの実現に携わってきた地域住民、また従前から訪問者のもてなしと地域活性化を担ってきた湯屋谷宗円の里づくり会が中心となって結成した団体でございます。いきいきとした湯屋谷地域づくりを目的として、さまざまな活動に取り組んでいただいております。

4番目の施設の管理運営計画につきましては、下記のとおり、今現状どおりの運営をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 来年度予算案にも上がっているので、今日はそんなにお聞きすることないですけど1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、来年度490万の委託料が上がっていますけれども、この490万の内訳みたいなものは、今日は教えていただくことができますか。

○委員長（谷口重和） 持ってへんやろ、今日。予算でよろしいね。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 聞いといたら予算。

○委員長（谷口重和） 持ってへん。富田補佐。

○産業観光課地域振興担当課長（富田幸彦） 正確な数字は、今、持ち合わせておりませんので。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時09分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。富田補佐。

○産業観光課地域振興担当課長（富田幸彦） 予算の内訳でございますけれども、報酬が約220万、それから光熱水費が120万、通信運搬費、通信費用ですね、15万、それから備品消耗品費につきましては70万。今、すみません、丸く言ってますので、合計が合わないかもしれませんがございます。それから修繕費が10万、それから清掃ですとか浄化槽の点検等の委託費としまして50万、合計490万という形になっております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員、よろしいですか。

○委員（馬場 哉） はい、わかりました。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第13号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長あてに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、3月28日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月26日火曜日午後5時までに議長あて提出願います。

日程第4、第4四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管について当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、建設環境課所管分第4四半期の事業執行状況についてご説明申し上げます。

資料のほうをごらんください。

今回、修正、変更のある分につきましてまとめておりますので、1枚でございます。

まず、一番上、地籍調査事業でございます。12月に補正をいただきまして、今回、繰り越しを予定しておりますのが立川、それと荒木・岩山の一部でございます。

2番目、公共交通利用推進事業でございます。これにつきましては、別添資料をいつもつけております。町営バス、コミュニティバス利用実績をごらんください。まだ3月末の分につきましては、4月以降となりますけれども、2月までの利用実績のほうを入れております。微増ではございますけれども、前年度から利用者は増えているところでございます。コミバスにつきましては、7月から奥山田での利用者は非常に多いですけれども、若干、年が変わってから減っている状況だということでございます。これも例年に比べても若干の推移はございますけれども、周遊バスの影響も若干あったかというふうに考えております。

戻っていただきまして、3段目、7と書いております。新市街地連絡道路整備事業でございます。これにつきまして、一部繰り越しを予定しております。南北線の法面、そ

れから通峰線の設計等がございます。それから、町道新設改良事業でございます。これにつきましても、奥山田天神社線等繰り越しを予定しております。道路施設長寿命化修繕事業でございます。これも同様に、橋梁の修繕工事等繰り越しを予定しております。

それから、一番下ですね、公共土木施設災害復旧事業でございます。7月豪雨以降の災害につきまして、既に工事のほうについては入札を終了し、契約は締結しております。前払金を除く部分について明許繰越をし、最終、今年度の雨の多い時期までには何とか終了したいと考えておりますが、今現在、どうしてもこの年度末に事業が重なってまいりますので、業者のほうに割と手いっぱいのご状況でございます。これにつきましても、業者とも相談しながら、1日でも早く、特に高尾線につきまして開通し、地元の方々の安心を与えられるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 昨日ちょっと予算委員会でもあったかと思うんですけども、繰り越しについてですが、例えば9月補正で補正していたものがそれが入札が2月になっているというね、その辺、査定とか設計とかあるかと思うんですけども、ちょっとその辺の事情を、もうちょっと早くできなかったのかなというのが私の言いたい趣旨です。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） もちろん我々も遅らせているつもりはないことはご理解いただきたくて、9月の補正につきましても、大きな災害だということで、当初予算が少なかったものから、まずは大きくその予算としても事業を見る中で、最大限にどういったことがあるかというので9月補正をまずいただきました。その中で設計をし、いわゆる災害の場合は査定と言いまして、国のほうからその設計内容と現場を確認した中で、どういった費用を見ているんだ、逆に言えば、それが現場にマッチングしているかどうかというのを確認いただいた中でお金がつかます。そのお金がつかうのが、今回でしたら大体秋ごろになりました。

それ以降で最終的に詳細設計を組み直しまして、その後に国のほうからのいただくお金についても京都府を通じて協議をし、確定しましたので起工をしました。その起工してから一般競争入札になりますので、どうしても1カ月から2カ月の期間を要します。

ですから、最短で2月になったというのが現状でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 工期を見てみますと、2の2号線にしても3月いっぱいという工期で印刷されていますよね。これが1カ月半で本当にできるのかと。できないと思いますわ、もちろんね。その辺の工期の設定は、ちょっとどんなふうにお考えなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） もちろん、3月末の工期で終わらないということを国のほうにも申し伝えて、翌年度以降の債務を取るという手続を踏んだ上で、今回、繰り越しの手続で上程させていただいております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりましたけれどもね、実際、年度末に宇治田原もいろいろ集中しているわけじゃないですか、工事が。宇治田原の業者さんに聞いてみると、もうほんまに下請けの業者さんがいなくて、ほんま困ってるんやというような話もある中で、そういう意味ではやはりその業者さんの育成にもぜひとも今後力も入れていただきたいし、また災害復旧の費用について、これも新年度予算以降になりますけれども、やはりある程度見とかなあかんのちゃうかなと、補正を組まんと次かかれへんというのではなくて、これだけ全国的に災害が頻発している中で、そこはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について、当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、プロジェクト推進課の第4四半期の変更点につきましてご説明させていただきます。

資料のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、1番目、宇治田原山手線整備事業（緑苑坂以北）分の事業についてでございます。

こちらのほうの事業につきましては、28年に債務負担行為を31年度まで設定をいただきまして、現在、事業のほうに取り組んでいるところでございます。30年度の事業につきまして、一部来年度に繰り越しのほうをお願いしたいというようなことでございます。

続きまして、2番目、新庁舎建設事業についてでございます。

こちらのほうも繰り越しをお願いしたいというようなことになるんですけども、昨年の6月議会のほうで32年までの債務負担行為の設定をいただいておりますので、今年度の予算を来年度に繰り越しして事業を進捗していきたいというようなことでございます。

続きまして、3番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金につきましては、補助金額は変わらないんですけども、3月15日、今週の金曜日に役員会のほうを予定をいただいておりますので、そちらのほうを追記させていただいたというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにてプロジェクト推進課所管に係ります質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について、当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、産業観光課の第4四半期の執行状況ということで、番号12、林道施設災害復旧事業ということで、林道地福谷線の入札2月に終えまして、それを繰り越しさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、地福谷の被災地の撤去した土砂の搬入先の調整にちょっと時間を要したため、繰り越しを予定させていただいております。

以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて産業観光課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、上下水道課所管について、当局の説明を求めます。青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、上下水道課所管ということでご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番目、公共下水道（管渠）等整備事業ということで、下のほうなんですけれ

ども、新市街地面整備（南北線その2）の工事で、町道南北線の関係で繰り越しをお願いしたいと考えておるところでございます。

それと、その下に岩4-8地区面整備工事及び岩4-8地区水道管移設受託工事ということで、これにつきましても請負残とか、あと委託費等の補助金等の調整ということで繰り越しをお願いしたいと思っているところでございます。

それと、4番目の配水管布設替等事業ということで、これにつきましても水道の工事なんですけれども、町道南北線の関係で繰り越しをお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと2点だけ確認をしておきたいと思うんですけれども、新市街地の面整備。これ繰り越し予定なんですけど、1月21日入札予定、その下が2月8日入札予定になっているんですけれども、これ入札はもう済んでいますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） すみません、大変失礼しました。両方とも済んでおります。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） いつ入札があったんですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 1本目の南北線の新市街地その2工事につきましては1月21日でございます。それと、岩4-8地区の面整備工事につきましては2月8日入札でございます。

すみません、失礼しました。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 予定が要らんかったんやね。

○上下水道課長（青山公紀） はい。

○委員（谷口 整） もう既に済んだるということやね。結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の新市街地面整備（南北線その2）、これ繰り越しですけども、先ほどの建設環境課の7番目の南北線道路工事、これ3月完了予定となっておりますが、これちょっと教えてください。下水道の面整備が繰り越しで、道路工事は完了とい

うことでいいんですか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、下水道事業につきましては、基本的には道路の工事完了した後に最終仕上げるという工程を組んでおりますので、道路よりも下水道工事のほうが遅れて最終は仕上がるということに工程を組んでおりましたので、現在のところ3月末で終わるものか今微妙なところでございますけれども、その辺におきましては、繰越明許のほうの設定をいただく中で、極力1日も早く仕上げたいなという考え方でおるところでございます。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 同じ道路内での関連工事ですので、上下水道課と建設環境課連携しながらやっております。

ただ、今回、今おっしゃられた南北線道路工事でも段階施工がございます。今回、年度内で完了しているのが、上下水道課工事がやっておられるいわゆる面整備工事の中に入れる路線。ですから、今度新しい企業さんが立地予定されているところまでの舗装を除く工事が完了しました、3月までに。完了予定でございます。

ただ、部分的にこの繰り越し予定の中に、例えば南北線の中でも法面を一部つくらなあかんとところがあったりとか、それからこちらにありますように鷲峰山線の水路工事とかというのが残ってございますので、南北線工事の中でも工区とそれと工程を分けながら作業していることをご理解ください。

以上です。

（「わかりましたからいいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて上下水道課分の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況（変更）についてを終了いたします。

日程第5、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の公共交通利用促進について説明を求めます。谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） それでは、公共交通利用促進についてご説明申し上げます。

先ほどの執行状況のときのバスの利用状況のほうを一緒にごらんいただけるとありがたいのですが、今回につきましては、第6回地域公共交通会議の開催結果についてご報告申し上げます。31年2月25日に第6回を開催させていただきました。

まず、議題1つ目といたしましては、町営バス等の利用状況についてでございます。

町営バスの利用者は、12月、1月と増加傾向が続いておったのですが、12月は子どもの利用が特に多かったというところから、12月開催させていただきましたクリスマス号の効果が一定程度あったのかというふうに考えております。

また、コミュニティバスの利用者につきましては、12月、1月と減少傾向が続いておったのですが、これは正寿院さんへの交通手段の分散によりまして、バスの利用が減ったものと考えておるところでございます。

それで、委員さんのほうからは、今年初めて子育て支援センターと共同でクリスマス号の飾りつけ等をさせていただいたのですが、大変好評だったと聞いているというところで、今後もこの取り組みを続けてはどうかというような、利用者のすそ野が広がるということでご意見をいただいたところでございます。

続きまして、中段の町営バスの利便性等の向上についてでございます。

こちらのほうは、新庁舎へのアクセスについてということで、現在、役場庁舎にいられている方の多くは車やバイクというところで、平成27年のアンケート等でも明らかになっているのですが、新庁舎建設基本計画であったり、公共交通の方針というところで、公共交通でのアクセスをしっかりと確保していく必要があるというところから、今後、この協議を本格化したいというところでご提案させていただきました。

想定されるアクセス方法としては、町営バスのルートへの延伸、ピストン輸送であったりタクシー等の輸送であったりというところでございます。

こちらにつきましては、委員さんのほうから、新庁舎は子育て支援センターの併設であったり開かれた庁舎を目指すということをしているということなので、公共交通でしっかりと足の確保をしていく必要があると思うというようなご意見をいただきまして、今後、それぞれのアクセス方法についてのメリット、デメリット等を精査し、議論を深めていっていただくという予定にしております。

最後ですが、バス停デザインの設置についてでございます。

新たなバス停デザインということで、こちらに書かれておりますデザインの新しいバス停ですね。中学生へのアンケート結果等も踏まえて、こちらのデザインに決定させていただきました。設置場所につきましては、維中前、役場、総合文化センター等を基本

に考えているというところでございます。

これにつきまして、委員さんから、町営バスに限定せず、観光客が集まる場所に設置してはどうかというようなご意見をいただいたところございまして、今後、事務局のほうでまた検討していくというところでございます。

公共交通利用促進については以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） バス停のサインですけれども、ハートの下に書いてあるのは、時刻表とルートですか。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） はい、そのとおりでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） そしたら、そのそれぞれのバス停によって異なるんですね、時刻表は。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） 現在、町営バスにつきましては、それぞれのバス停からというような時刻表ではなくて、一律のバスの時刻表いうのを作成しています。見せ方については、こちらありますとおり木製になっておりますので、そういったものを雰囲気壊さないような形では考えておりますが、それぞれのバス停からの時刻というところで改めてつくるということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。全体のが載るとのことですね。

バス停のサインについては、全部今時刻表に載っているところ全部に設置は多分できないと思うんですけれども、それでもやはり初めて乗ろうという人には、今、バス停という旗をつくってもらっていますけれども、あれだけが主な印なわけで、そこで待ったら一体何時に来るんやというのがやはりちょっとわかるようにしていったほうがいいんじゃないかなと。このバス停を置く以外のところについては、ちょっと旗の下にでもそういう形で何か時間がわかるもの、ルートがわかるものがやはりあったほうがいいんじゃないかな、乗りやすくなるんじゃないかなと。いつも乗ってる人はわかってはるけど、と思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） 場所によっては、そういう時刻表をつけさせていた
だっている場所もございます。ただ、物理的に置けへん場所もございますので、その辺
は置ける場所につきましては、利便性向上のためになるべく設置というところで検討し
ていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 公共交通のこの会議は、今年度もうこれで最後ですかね。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） はい、最後でございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今回、町営バスの町内での運行状況と今後考えていかなん新庁舎へ
のアクセスで報告いただいているんですけども、来年度も予算があるわけで、今年度
にいわゆる公共交通の会議の中で、先日の議会と住民との懇談会にもあったんですけれ
ども、やはり朝のバスが少なくなったとか、夜は最終のバスが早く終わってしまうとか、
そういう住民さんからのお話があるわけで、いわゆる公共交通会議の中で、例えば移
住・定住対策として公共交通を考えるとというようなそういう話題というか、話をしはっ
たことはあるのかどうか、ちょっと報告をいただきたいと思えます。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 過去の公共交通会議の中でも、いわゆる交通弱者だけでは
なくて、そういった外部の人に来てもらうためにという意味でも町内を巡回するバスを
走らせたりすることが目的の一つでもございますので、細かく議題として設定をしたこ
とはございせんが、委員の皆さん方は、そのことについても頭の中に置いていただき
ながらご議論いただいているというふうに感じております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 最後、来年度のことも含めて要望というか、お願いなんですけれど
も、もちろん児童に対してのモビリティマネジメント、それから地域の方々にも公共交
通を利用していただくというのは大事やし、今後、新庁舎へのアクセスも考えていかな
ん問題やと思うんですけども、やはり実感で、我々はバスの運転手さんがなり手が
ないとかいろいろ住民さんから聞かれたらお伝えはするんですけども、やはり住民さ
んの方々、特に高校生の子供さんをお持ちの御家族の方は、朝の便が不便やとか、夜

はもうあと1時間最終11時台1本あったら助かるのになという声があるので、そういう声は、今後、公共交通会議がないかもしれませんが、委員さんの方々には普段からいろいろ公共交通を考えていただく中で伝えてもらえたら、今後、またいいアイデアが出るかもしれませんが、担当課としても、今後そこは頭の中には置いておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、「土採取事業の規制に関する条例」及び「土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」の罰則規定の改正について説明を求めます。
谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） 失礼いたします。「土採取事業の規則に関する条例」及び「土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」の罰則規定の改正についてご説明させていただきます。

資料の順番がテレコになってございまして申し訳ございません。こちらにつきましては、来年度改正ということで上程させていただく予定しておりますが、今現在の案というところでご報告なりご説明させていただきます。

経過といたしましては、新名神高速道路の整備進捗等の影響を受けまして、沿線地域ではさまざまな土地利用の動きがございまして、本町では、そんな中、土採取事業や埋立て等を伴う開発行為に対しまして、標記の条例により住民の皆さんの生活環境の保全を図っているというところがございますが、罰則の強化によりまして、事業者等の法令順守の徹底を促しまして、違反行為への抑止力の強化を図るところが経過、目的でございます。

改正点といたしましては、現在、標記条例につきましては、罰則規定を3段階で定めておりますが、地方自治法第14条を上限とし、各罰則規定の引き上げを行うというところを考えてございます。

ちなみに、下に地方自治法14条のほうを書かせていただいておりますが、2年以下の懲役と100万円以下の罰金というところが自治法に定める上限となっております。

下の表の中なんですけど、まず、罰則内容・対象行為といたしまして、許可を受けないで事業を施行した者、あるいは停止命令等に違反した者というところが、現在は1年以

下の懲役又は50万円以下の罰金となっておりますが、改正案では、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金と。

その下の中段になりますが、こちらは変更許可を受けないで事業を施行した者、緊急措置命令に違反した者等の罰則行為につきまして、現在は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となっておりますが、改正案では、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金というところを考えてございます。

一番下でございますが、氏名等の変更届出をしなかった者、あるいは地位の継承の届出をしなかった者につきましては、現在、20万円以下の罰金としているところでございますが、改正案では、30万円以下の罰金というところを考えてございます。

以上が改正案についてのご説明でございます。

以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、続きまして、第2期宇治田原町環境保全計画の一部見直しについて説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、第2期宇治田原町環境保全計画の一部見直しにつきましてご説明申し上げます。

その前に、この資料の数値に誤りがございましたので、訂正をいたします。

資料の中ほどの見直しを行う部分、見出しにあります、その2行目でございます。平成35年度までに「10%削減」とありますが、これ「5%」の誤りでございます。

それと、関連する計画等との関係等の見出しのバーチャートの表ですね。これの真ん中の段、2段目のここも「10%削減」と書いてありますが、これ「5%」の誤りでございますので、修正のほどよろしく願いいたします。すみません。

それでは、第2期計画の計画期間でございますけれども、第2期は平成26年度から35年度でございます。今年度はその中間年度に当たりますので、見直しを行うものでございます。

見直しを行う部分になるんですけれども、2015年（平成27年）にパリ協定が採択をされました。その翌年の2016年（平成28年）には、閣議決定された「地球温暖化対策計画」これが国のほうでつくられまして、これの削減率にあわせていこうとするものでございます。

現在、この宇治田原町の保全計画の中では、最終年度、平成35年度ですね、それまでに基準となる平成24年度と比べまして、温室効果ガス排出量、先ほど修正をお願いしました10%ではなくて5%の削減をするというふうにしておりましたが、このパリ協定といいますのが、2030年度、いわゆる平成で言うと42年ということになるんですけれども、これまでに2013年比で26%の削減をするということが目標として掲げられており、これの同じ削減目標とするものでございます。つまりですね、平成29年度から第3期目に移行しましたこれも29年度のときに御説明させていただいておるんですけれども、宇治田原町の地球温暖化防止実行計画というのがございます。これの事務事業編でも同じように国の計画の削減率にあわせることとしております。

見直しの内容につきましては、それぞれ環境審議会の中において議論いただきまして確認を受けたところでございます。

見直し後の削減目標値といたしましては、一部公共分につきましては、既に削減目標値を国の計画に合わせている地球温暖化防止実行計画。ちょうどこの真ん中にあります表の真ん中のやつですけれども、この5%削減という目標なんですけれども、これを変更していくものでございます。

そういう数字で見えますと、5%が最終15%の削減、非常に厳しい目標の設定となるんですけれども、これに準拠していきたいというふうに考えております。いわゆる世界基準として目標を掲げていることとなりますので、行政としましては、国が掲げているこの目標と同じレベルを目指すものというふうに考えておりますので、環境審議会の中でもこれに即したものであるということで変更することといたします。

今後、この見直し後の計画書につきましては、いわゆる印刷物、ペーパー等の作成はせず、変更に係ります部分につきましては、町のホームページにて公開していくほか、実行計画としての推進団体でございますエコパートナーシップうじたわら、こちらをいわゆるスポークスマンとしましての周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 大変難しい目標かなというふうに私は感じているんですけれども、今度新庁舎ができますよね。新庁舎ができたことによって、大体どれぐらい、シミュレーションしてどれぐらいの削減の値になるのかいう、今わかっている範囲内で、それも

含めてそこに目標に達するようにしていきたいという希望的観測というか、そういう思いがあればお話いただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃられますとおり、新庁舎ができましたら、いわゆる施設が大幅に改善、更新されます。もちろん、目標とする数値に非常に近づくことになるとは思いますけれども、今、そういったシミュレーションをまだしておりませんので、数字は持ち合わせておりませんので、ご理解ください。

ただ、いわゆる掲げております削減目標というのがある中で、そういった施設改善、施設改修、そういったことは非常に大きな削減のものになってまいりますので、幾分かというよりも非常に大きく、今の庁舎に比べれば改善されると思います。それが先ほど言っておりました町の地球温暖化防止計画のいわゆる事務事業編の中でそういった削減目標値を設定しながら、削減目標値に合うように職員それから公共施設関係ですね、一同一丸となって目標に向かって進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 建設計画の中でも、環境にやさしいという部分の理念もあつたので、新庁舎に関しては。そこはこういう目標を達成するためということではないですけれども、目標に向かって新庁舎の中でいわゆる仕事の効率化を求めて、環境にも優しい庁舎運営をしていくという、打ち出したらええと思うんです。ぜひシミュレーションしていただいて、具体的な数字が出てきたら効果もあわせて発表しはったらいいと思います。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び平成30年度第4四半期の事業執行状況並びに所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございましたら。ございませんか。副町長、何か。

(「後で」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) はいはい。

それでは、ないようですので、既にご存じいただいていると思いますが、去る2月11日に開催いたしました住民と議会の懇談会におきまして、参加者によりいただいた意見、要望をまとめ、3月5日に議長並びに議会運営委員会委員長より町長あてに提出をいたしました。

この件につきまして、今西議運副委員長より報告をお願いいたします。今西委員。

○委員(今西久美子) 先ほどと重複する方もおられますが、ぜひお聞きをいただきたいと思ひます。

本町議会では、議会基本条例に基づきまして、各種の議会改革に取り組んでまいりましたが、その一環といたしまして、昨年かゝ住民と議会の懇談会を開催をいたしまして、住民の皆さんと議会の距離感を縮めるという取り組みを行っております。

つきましては、今年度は、先月2月11日に第2回目の懇談会を開催をしたところでございます。今年度につきましては、本町の町政の重要なテーマでもある「子育てにやさしいまちづくり」と題しまして、子育て世代の皆さんにお集まりをいただきまして、ワークショップ、ワールドカフェ方式で懇談会を開催をいたしました。

その場で住民の皆さんからさまざま意見が出されたわけですが、そのご意見を議会運営委員会や議員協議会においてとりまとめをいたしまして、お手元にもお配りいただいているかと思ひますが、当該部局別に集約をさせていただきました。そして、住民と議会の懇談会での住民の皆さんのご意見を議会として町政に反映をするために、先ほど委員長からもございました、先般3月5日に西谷町長あてに書面にて説明をし、ご報告もさせていただいたところでございます。

今後の取り扱いにつきましては、この総務建設常任委員会、また文教厚生常任委員会におきまして、それぞれ当該部局に対してもご説明をさせていただきまして、常任委員会の場で対応策等につきまして協議を進めてまいりたいというふうにご考えております。おおよそ本年6月定例会を目途にそれぞれの意見につきまして、方向性を導き出して、住民の皆さん、特に先日の参加者の皆さんへ報告ができるように進めてまいりたいというふうにご考えてございます。また、議会だよりへの掲載も予定をしているところでございます。

なお、その方向性には、当然、短期的にできるもの、中長期的にできるもの、実現不可能なものなど、実施に向けての区分を明確にしていただきたいというふうにご思

っております。

毎年、テーマや参加対象者を検討しながら、より充実した取り組みになるように、議会としても頑張っていきたいというふうに考えておりますので、当局におかれましても、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 懇談会より、住民の方からいただいた意見等につきましては、今後、委員会においても取り上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ありませんか。

当局、何かございませんか。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから一言委員の皆さんにお願いをしていきたいというふうに思っております。

この3月24日に奥山田バイパス307号が開通式ということで、委員各位にはもうそれぞれご案内が行っているかというように存じておりますけれども、これは京都府主催で開催をいただくということになっております。本当に長年、これについてはいろいろと取り組んでいただいたということで、ようやく完成ということになったわけでございます。

そういった中で、議員各位におかれましても、ご出席またご列席をいただく中で、本当に地域の皆さんとともに喜びあいたいというようにも思っておりますので、ぜひご出席なりまたご列席をいただきますようお願い申し上げ、私からのお願いとさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。事務局。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第6、その他について終了をいたします。

本日は、付託議案3件及び第4四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等にご苦労さまでございました。

本年度も残すところ3週間を切りました。平成31年度の予算が18日から審査されようとしております。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が変わりましても遺漏のないようよろしくお願いをしておきます。平成31年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としています。4月23日午前10時から予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時56分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 谷 口 重 和